

「自然共生サイト」認定支援業務 受託候補者選定要項

(目的)

第1条 この要項は、京都市が「自然共生サイト」認定支援に係る業務（以下「業務」という。）の委託に当たり、業務の品質を確保するとともに、事業の目的及び内容を効果的に実現するため、業務の受託者として最も適した候補者（以下「受託候補者」という。）の選定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 受託候補者は、業務に対する提案内容を重視するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、京都市契約事務規則第28条第2項、京都市契約事務規則の施行に関する要綱第3条2項及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2（4）に基づき、プロポーザル方式によって選定する。

(選定委員会)

第3条 受託候補者の選定に関する審議を行うために、「「自然共生サイト」認定支援業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。
- 3 選定委員会には、委員長を置き、委員長は環境政策局環境企画部環境保全創造担当部長が務める。
- 4 委員長は、選定委員会を代表し、会務を掌理する。
- 5 選定委員会は、非公開とする。ただし、委員の過半数が公開を認めた場合は、この限りではない。
- 6 選定委員会の庶務は、環境政策局環境企画部環境保全創造課において行う。
- 7 この要項に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、選定委員会において定めるものとする。

(受託候補者の選定方法)

第4条 選定委員会では、受託希望者から提出された提案書類の内容について、受託候補者選定審査基準（別表2）に基づき審査し、各選定委員が選定審査表（別表3）により採点した合計点が、京都市が設定した最低基準（選定委員5名の総合計500点のうち300点）以上の者のうち最も高い者を受託候補者として選定する。

なお、受託希望者が1者の場合にあっては、最低基準以上であることを条件とし、本業務委託を受託するに当たり、適切に業務を遂行できるか否かを総合的に判断したうえで、受託候補者として選定する。

- 2 前項の規定により審査した結果、審査点の総合計が最も高い者が2者以上となった場合は、見積金額が最も低い者を選定することとし、見積金額も同額である場合は、くじ引により受託候補者を選定する。

- 3 京都市は、選定委員会の選定結果に基づき、受託候補者を決定する。
- 4 選定結果は、受託希望者に対し、選定後1週間以内に書面で通知する。選定結果の通知が、やむを得ない事情により遅れる場合には、全ての受託希望者に電子メール又は電話により連絡する。

なお、通知内容に疑義があり、理由の説明を求める場合は、選定結果の通知が届いてから土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く5日以内に、書面により説明を求めること。その際、様式は任意とし、京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課に提出すること。

(その他)

第5条 この要項において別に定めることとされている事項及びこの要項の実施に関し必要な事項は、第3条に規定する委員長が定める。

附則

(施行期日)

この要項は、決定の日から施行する。

(別表 1)

選定委員会の委員

環境政策局 環境企画部 環境保全創造担当部長
環境政策局 環境企画部 環境総務課 企画調整・人材育成・監察担当課長
環境政策局 環境企画部 環境保全創造課長
環境政策局 環境企画部 環境保全創造課 生物多様性・環境創造担当課長
環境政策局 環境企画部 環境保全創造課 生物多様性係長

(別表 2)

受託候補者選定審査基準

審査項目	配点	審査基準
(1) 提案内容	20	本事業の目的を的確に理解し、取組方針を立てているか。
	20	提案の内容が実現可能な内容となっているか。
(2) 実施体制	10	仕様書に定められた業務を迅速かつ安定的に実施することができる体制か。
	10	十分な知識や能力、資格を有した者がいるか。
(3) 業務実績	10	同種・類似業務の実績を有しているか。
	10	その他生物多様性分野に関連する業務実績を有しているか。
(4) 地域貢献	10	市内中小企業、又は市内に本拠を置く団体か。
	5	社会課題に関する認証（これからの 1000 年を紡ぐ企業認定や環境マネジメントシステム (KES 等) など）を取得しているか。
(5) 見積金額	5	企画に応じた見積金額となっているか。

※ 複数の事業者による共同提案については、コンソーシアムの代表となる事業所で判断する。

審査項目(1)～(4)の配点の目安は以下のとおり

判定		A 極めて良好	B 良好	C 適当	D やや不十分	E 不十分
配点	20	20	16	12	8	4
	10	10	8	6	4	2
	5	5	4	3	2	1

審査項目(5)は、以下の審査基準に従い、点数を決定する。

審査項目	審査基準
(5) 見積金額	$\frac{\text{全受託希望者中の最低見積金額}}{\text{各受託希望者の見積金額}} \times 5 \text{ 点}$ ※ 小数点以下は切捨て

(別表 3)

選 定 審 査 表

委員名	
-----	--

委託業務名：「自然共生サイト」認定支援業務

提案企業（団体）名：_____

審査項目	各評価における審査点					審査点
	A	B	C	D	E	
(1) 提案内容						
本事業の目的を的確に理解し、取組方針を立てているか。	20	16	12	8	4	
提案の内容が実現可能な内容となっているか。	20	16	12	8	4	
(2) 実施体制						
仕様書に定められた業務を迅速かつ安定的に実施することができる体制か。	10	8	6	4	2	
十分な知識や能力、資格を有した者がいるか。	10	8	6	4	2	
(3) 業務実績						
同種・類似業務の実績を有しているか。	10	8	6	4	2	
その他生物多様性分野に関連する業務実績を有しているか。	10	8	6	4	2	
(4) 地域貢献						
市内中小企業、又は市内に本拠を置く団体か。	10	8	6	4	2	
社会課題に関する認証（これからの 1000 年を紡ぐ企業認定や環境マネジメントシステム（KES 等））を取得しているか。	5	4	3	2	1	
(5) 見積金額						
(全受託希望者中の最低見積金額) / (各受託希望者の見積金額) × 5 点 ※ 小数点以下は切捨て						
合 計	100 点 (満点)					